

「杉並区みどりの基本計画」の改定案について

「杉並区みどりの基本計画」（以下「計画」という。）については、みどり施策を取り巻く状況の変化等を踏まえ、学識経験者及び公募区民等で構成する「杉並区みどりの基本計画検討委員会」等の意見を聴取するなど、改定に向けて検討を行ってきたところです。

この度、以下のとおり改定案を取りまとめましたので、改定に向けた取組を進めることとします。

1 計画の位置付け等

（１）位置付け

本計画は、「杉並区基本構想」で掲げる区の将来像の実現に向けて、「杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）」（以下「まちづくり基本方針」という。）、「杉並区環境基本計画」等との整合を図りながら、「都市緑地法」及び「杉並区みどりの条例」に基づく、緑地の保全や緑化の推進に関する計画として位置付ける。

（２）計画期間

みどりの生育や環境の変化については、長期的な視点が不可欠であることから、概ね 20 年後の未来を展望しながらも、「まちづくり基本方針」等との整合を図るため、令和 8 年度から令和 12 年度までを計画期間とする。

ただし、まちづくりの進捗状況や社会経済環境の変化などを踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行う。

2 改定案の内容

別紙 1「杉並区みどりの基本計画（案）の概要」及び別紙 2「杉並区みどりの基本計画（案）」のとおりのとおり

3 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年	3 月	各種審議会へ報告
		区民等の意見提出手続の実施※
	5 月	計画改定

※区民等の意見提出手続きは、3 月 15 日～4 月 14 日まで実施しています。